

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

平成27年度 私たちのまちづくり 2

町内の話題 ズームアップ

友達たくさんできるかな？町内小学校で入学式 6

シリーズ

心と体の健康シリーズ 8

ふれ愛くらぶ 10

復興だより No.30 12

暮らしアラカルト 16

第44回産業まつり「青空市」ほか 28

平成27年度事業がスタートしています

写真は、昨年開催された湊浜子供の日区民大会の1コマ。この事業には、町の地域活性化策の一つ「安心・元気な地域社会づくり補助金」が活用されています。3月議会で議決された平成27年度予算。今月号では、その主な施策についてご紹介いたします。

2015 **5** | vol.523
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから！



平成27年度 施政方針

町長 渡邊 善夫

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以来、復旧、復興事業を最優先に進めてまいりましたが、平成27年度は、国としての集中復興期間の最終年度であり、本町におきましても復興後のまちづくりを見据える一年になります。

また、七ヶ浜町長期総合計画の前期基本計画[2011-2015]及び震災復興基本計画の前期基本計画[2011-2015]の最終年度でもあり、町長期総合計画の基本理念である「うみ・ひと・まち」をベースにそれぞれの施策を検証し、新たなまちづくりの基本となる後期基本計画[2016-2020]の策定年度でもあります。

国では、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、さらに「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの目標を掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

国の「総合戦略」では、全市町村に「地方版総合戦略」の策定を求めています。本町においても、人口・産業構造などの分析を通して、平成27年度中に七ヶ浜町版「総合戦略」を策定し、町の施策に反映してまいりたいと考えております。

本町では、東日本大震災からの復興事業において、住宅再建を最優先課題と位置付け進めてまいりました。町内5ヶ所の防災集団移転促進事業による高台住宅団地の整備につきましては、全地区において、住宅の再建が可能となりました。

また、コミュニティに配慮した5ヶ所の災害公営住宅につきましても、木造の松ヶ浜西原地区、吉田浜台地区が平成26年度に完成しております。その他のRC造(鉄筋コンクリート造)についても、平成27年中に完了を予定しております。

地域交流の拠点として活用が期待される地区避難所は、平成27年度中に予定地区全てにおいて完了する予定であります。地域の交流の場として活用いただきたいと考えております。町では、被災町民の不安を取り除き、良好な地域コミュニティづくりに向けて支援に努めてまいります。

被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、平成29年度までの完了を目指し取り組んでいるところであり、住民との対話を大切に着実に進めてまいります。

被災者に対する町の独自支援施策としまして、引き続き宅地及び住宅等の嵩上げ工事補助、移転費用補助、住宅ローンの利子補給、大規模修繕費の利子補給及び補助、住宅再建補助及び高台住宅団地外構工事補助を行ってまいります。

被災して家屋を失った方々が住居を得ることにより、精神的にも安定し、ひいては本町全体の活気の回復につながるものと考えております。

本町では、震災復興につきまして引き続き最善の努力をしてまいります。

平成27年度 私たちのまちづくり

平成27年度がスタートしています。今年度の一般会計予算は、復興による事業費で、前年度より48億7000万円減（22・5%増）の167億8000万円。私たちが納めた税金が、どのようなまちづくりの場に使われるのか、平成27年度の主な施策などをご紹介いたします。

基本目標 1

自然と調和したまちづくり

(1) 松くい虫被害対策として、被害木の伐倒や薬剤の地上散布等を計画的かつ総合的に実施し、その蔓延を防止することにより、松林などの景観保全に努めてまいります。

「環境美化推進員」を委嘱し、不法投棄防止のための巡回監視、ごみ集積所における分別等の指導や防疫薬剤等の配布活動など、環境美化の推進に取り組んでまいります。

(2) 環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量、リサイクルの推進、LED（発光ダイオード）街路灯の設置、町内公

共施設への太陽光発電設備の導入、住宅用太陽光発電システムを設置される世帯に対する補助など、クリーンエネルギー推進事業を行ってまいります。また、住民との協働による地球温暖化防止を推進するため、温室効果ガス削減につながる取り組みについて、普及啓発を行います。

基本目標 3

健やかに暮らせるまちづくり

(1) 町民一人ひとりの健康的な生活を支援するために、町民の健康に関する実態及び健康に対する意識を反映させた、第2期七ヶ浜町健康増進計画を策定します。

(2) スポーツを通じた健康でいきいきとした生活を推進するため、町内の体育施設



親子すまいるフェスタ

の改修を行います。

(3) 多様な保育ニーズに柔軟に対応し、保育環境の向上を図り、新たに多子世帯に対する支援を行います。

(4) 子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の対象者を義務教育修了までといたします。

基本目標 2

地球にやさしいまちづくり

(2) 限られた海の資源を保全し、自然との共存による漁業を実現した上で、本町水産物に付加価値を高めて販売する仕組みを構築することで、基幹産業である水産業の活性化を図ります。

(1) 各地区からの推薦を受け



太陽光パネル(役場屋上)

基本目標 4 活力あるひとを育む まちづくり

(1) 町民の生涯学習活動を促進する事業展開を図るため、七ヶ浜町「生涯学習のまちづくり」推進5ヶ年計画を新たに策定します。

(2) 学校施設保全計画実施事業として、向洋中学校の校舎屋上の塗装など、町内の教育施設の補修・改修を実施します。

(3) 老朽化により解体した七ヶ浜中学校のプールを新たに建築し、小中学校共用のプールとして整備いたします。



向洋中学校舎

基本目標 5 ひととまちが協働し ともに築くまちづくり

(1) 国際交流推進事業として、プリマスからの表敬訪問団および青少年訪問団を受け入れます。青少年訪問団は、ホームステイを通じて、日本の文化、習慣、言葉の違い等を体験してもらい、お互いの

町民夏祭り



町の友好を深めます。また、姉妹都市締結25周年となることから記念式典を行います。

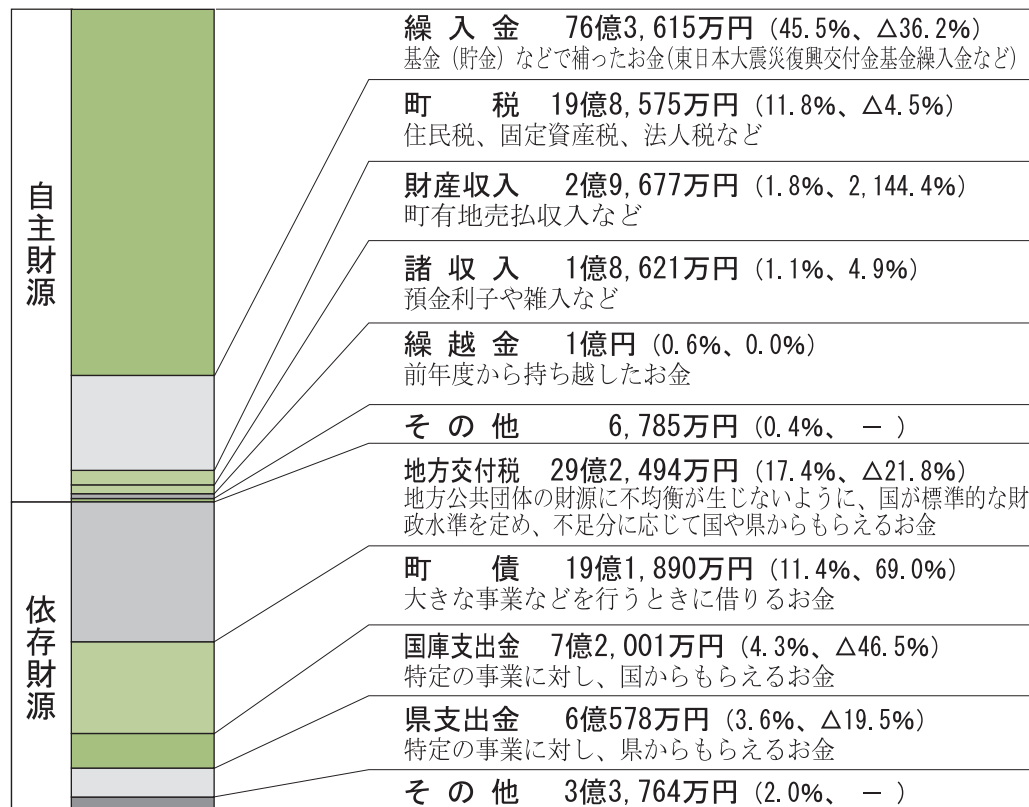
(2) 安心・元気な地域社会づくり補助金事業として、各地区が主体となり実施する地域コミュニティの醸成、地域活性化に資する事業に対し、引き続き1地区30万円を上限として交付いたします。

(3) 全町民が一堂に集い、コミュニティの再生を図り、こころの通い合う住みよい町の復興を目指すため、しちはま町民夏まつりの開催に対して補助金を交付いたします。

基本目標 6 安全で快適な生活を営む ことのできるまちづくり

(1) 経年劣化した現行の消防ポンプ

歳入



【自主財源】102億7,273万円 (61.2%、△28.7%) 【依存財源】65億727万円 (38.8%、△10.1%)

一般会計予算

167億8000万円

※()内は、構成比・前年度伸び率。△はマイナスを表します。

平成27年度 各特別会計予算

会 計 名			予 算 額
下水道事業特別会計			9億7,300万円
国民健康保険特別会計			25億200万円
公園墓地事業特別会計			2,256万円
介護保険特別会計 （保険事業勘定）			15億4,170万円
介護保険特別会計 （サービス事業勘定）			433万円
後期高齢者医療特別会計			1億7,338万円
水道事業 特別会計	収益的	収入	5億4,090万円
		支出	5億816万円
	資本的	収入	4億8,478万円
		支出	7億1,828万円

総務費



葛蒲田浜林合災害公営住宅建設

民生費



遠山保育所

教育費



汐見小入学式

住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

基本目標 7

(1) 効率的な行財政運営推進事業として、事務事業の効率化、経常経費

車に代わる、新たな消防ポンプ車を配備し、地域の消防・防災機能を強化いたします。
(2) 七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」について、高台住宅団地の生活の利便性、朝・夕の通勤通学時間帯、日中の町内公共施設や町外医療機関へのアクセスなど、福祉的観点や町内活性化を考慮し新たな路線として運行いたします。

の削減、職員定数管理の適正化、住民との協働、事務事業の民間委託及び広告事業などを推進することにより、良質な行政サービスを提供してまいります。
(2) 平成23年度から平成32年度の10年間を計画期間とした七ヶ浜町長期総合計画「2011-2020」について、前期基本計画「2011-2015」が平成27年度で終了することに伴い、震災復興計画の内容を取り入れ、後期基本計画「2016-2020」を策定いたします。
(3) ふるさと納税を推進し、寄付者に本町の特産品を贈呈することで、町のPR及び販路拡大に取り組みます。

歳出

総務費 113億4,152万円 (67.6%、△22.6%)

職員人件費や国際村運営事業費や震災復興推進事業費など

民生費 20億2,910万円 (12.1%、6.0%)

老人・障害・児童福祉、保育所運営など

教育費 9億3,090万円 (5.6%、△55.7%)

学校管理費、生涯学習センター運営など

土木費 5億5,802万円 (3.3%、4.5%)

道路管理や下水道管理など

衛生費 5億4,265万円 (3.2%、△7.5%)

検診やごみ処理など

消防費 3億8,481万円 (2.3%、△0.8%)

消防事務組合負担金や消防設備の管理など

公債費 3億4,309万円 (2.0%、△13.0%)

借金返済

災害復旧費 2億1,550万円 (1.3%、△57.4%)

漁港の災害復旧工事など

議会費 1億2,591万円 (0.8%、5.7%)

議員報酬や議会運営費など

農林水産業費 1億1,641万円 (0.7%、△43.0%)

松くい虫対策や農・漁業の振興など

その他 1億9,209万円 (1.1%、－)

町内の話題 ズームアップ



zoom-up 1

友達たくさんできるかな？ 町内小学校で入学式

4月8日、町内の小学校で入学式が行われ、157名の新1年生が元気よく登校し、汐見小学校では、66名の新1年生が、担任の先生やお友達と初めて顔を合わせました。●式では、今村雅人校長先生が、「友達をたくさん作ってください。運動や遊びをたくさん楽しんでください。勉強をたくさんしてください。この3つのたくさんを約束してください」とあいさつ。また、渡邊町長から「ご入学おめでとうございます。学校では、お友達をたくさん作り、みんなで力を合わせ、汐見小学校をますます元氣いっぱい学校にしたい」と祝辞があり、新1年生のシンボル・黄色い帽子が手渡されました。



zoom-up 2

東日本大震災追悼式

3月11日、七ヶ浜国際村ホールで東日本大震災後4回目となる追悼式が開催されました。式には、東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご遺族、自衛隊や消防、警察などの関係者の皆さまが出席しました。●式では、舞台上に設置された慰霊之塔に向かい黙とうが行われ、参列者一人ひとりが献花を行いました。●渡邊町長は「被災された方々が普通の生活に戻られるように、一日も早い七ヶ浜町の復興をお誓いするものであります」と式辞を述べ、佐藤貴子さん（汐6）が「町民一人一人が心の底から笑顔になれる日が来た時こそが本当の意味での復興ではないかと思っています」と遺族代表の言葉を述べました。



zoom-up ③ 竹下亘復興大臣が 来町しました

3月21日、竹下亘復興大臣が被災地視察のため来町しました。初めに渡邊町長と意見交換が行われ、その後、復興交付金等の期間延長と十分な財源確保、町費を伴う事業への財政支援、移転元地の維持管理に向けた財政支援についての3点が盛り込まれた要望書を提出しました。その後大臣は、3月に造成工事が完了した笹山地区高台住宅団地を視察し、渡邊町長から町内の復興状況と笹山地区の概要について説明を受けました。●竹下復興大臣は「被災地を訪れると復興が着々と進んでいることを実感しています。国は東北の復興なくして日本の復興はないと思っています」と感想を述べました。



zoom-up ④ 君ヶ岡公園に 秋の彩りを植樹

桜の名所として町を代表する「君ヶ岡公園」には、この季節、多くのソメイヨシノが花を開き、町内外から多くの花見客が来園し、賑わいを見せています。●町では、この君ヶ岡公園に、春だけではなく、秋にも多くの町民の皆様が足を運んでいただき、多くの草花を観賞していただきたく、今回、秋の『彩り』として、16本のヤマモミジと56本のドウダンツツジの植樹を行いました。●町ではこの植樹を今後も継続的に行う予定です。今年の秋には、小規模ながらも『彩り』を感じていただけたと思います。皆様、ぜひお誘い合わせのうえ、公園に足を運び、散策してみたいかがでしょうか。



zoom-up ⑤ 畑中みゆきさんを迎え スキー教室を開催

3月22日、スプリングバレー泉高原スキー場で元オリンピック選手でプロスキーヤーの畑中みゆきさんを講師に迎えたスキー教室が行われました。●当日は、当町から29名の子どもたちが参加し、スキーにまつわる話から始まり、スキー経験のある子とない子に分かれ、経験のない子はスキー板の履き方から教わりました。また、経験のある子は、滑り方を見てもらい、的確なアドバイスを畑中さんから受け、さらに上達しました。●教室が終了する頃には、参加者全員がリフトに乗ることができ、子どもたちはもちろん、指導者もみんなが満足出来るスキー教室となりました。



zoom-up ⑥ 仙台フィルハーモニー管 弦楽団演奏会を開催

2月8日、平成26年度宮城県地方音楽会仙台フィルハーモニー管弦楽団演奏会が七ヶ浜国際村ホールで開催されました。●この音楽会は、県民に優れた音楽鑑賞の機会の提供と文化活動に参加する喜びを体験することを目的に開催されています。●当日は、ブラームスのハンガリー舞曲集より第1番、第3番、第5番、ドヴォルザークの交響曲第8番の演奏が行われました。訪れた約250人の観客は生のオーケストラ演奏の迫力に魅了され、アンコールでは国際村パフォーマンスカンパニーNana5931との共演もあり、大きな拍手が送られていました。



健康づくり

こころの

春と

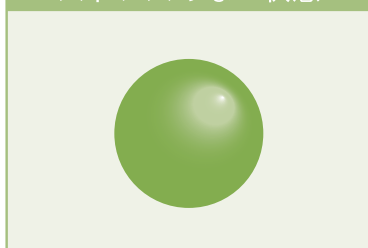
春は、入学・卒業、入社・退社、転勤、昇進、引越し、子どもが自立し家を出るなど、生活やライフサイクルの上で『様々な変化』が訪れる時期です。喜びや期待がある半面、緊張やストレス、不安を感じている人も多いと思います。中でも、人間関係の変化は大きなストレスとなり、私たちの心と体に大きな負担をかけるため、疲れが出やすくなります。

心身の疲れがあっても、それを「気の持ちよう」「自分がやらないと」とつい頑張ってしまうと、身体も心も不調となり、しだいに悪化してしまうことがあります。こうしたストレスに気づき、上手にコントロールしていくことが大切です。

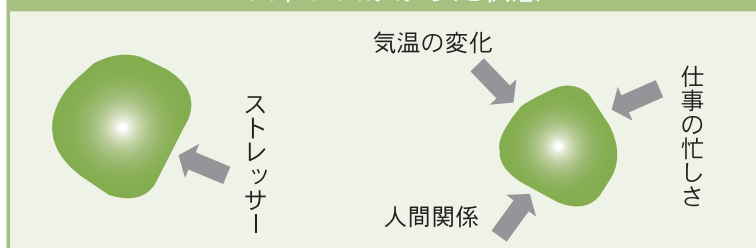
そもそもストレスとは…

ストレスとは、「心身に負荷がかかった状態」と考えられています。例えば、ボールに圧力がかって、ひずんだような状態です。

ストレスのない状態



ストレスかかった状態



ストレスを受けた時の体の反応は…

ストレスを受けた時に、自分では気づかないうちにストレスを和らげて、心のバランスを保つ働きがあります。それを『防衛機制』と言います。ストレスをそのままのかたちで受けしまうとダメージが大きいので、ダメージを受けにくいかたちに変える仕組みが私たちの心には自然と備わっています。

具体的には、思い通りにいかなかった時(ストレスを受けた時)に、何かしらの理由をつけて「これでよかったんだ」と考えることで、不満や悔しさを紛らわしているのです。

このように私たちの体では、心のバランスを保つ仕組みが働いているのです。

ストレスによる心身の症状

ストレスの程度は、おかれた状況や感じ方により違ってきますが、以下のような症状が出ている時には身体や心に『何かしらのストレスがかかっている』かもしれません。早めに気づき対処することが大切です。

よくあるストレスの反応例

身体に表れる症状
眠れない／眠りが浅い／手足がだるい／肩がこる／食欲がわかない／めまい、頭痛、腹痛など。

考え方に表れる症状
● 集中できない／やる気がでない
● /忘れっぽくなる／落ち込む／
● 自分を責めるなど。

気持ちに表れる症状
● 不安やあせり／孤独感／疎外感
● /わけもなくイライラする／怒り
● っぽくなる／落ち込む／自分を責めるなど。

ストレスと上手に付き合う方法

私たちの日常生活の中では、様々なストレスがかかっています。ストレスそのものを完全に避けることは難しいと言えます。ストレスを取り除くというより、ストレスによる心身への影響を早期に発見し、それを心身へのSOSと捉えてきちんと対処することが大切です。

食 事

家族や友人と一緒に美味しいものを食べると、それだけで気分転換になります。

また、せっかく食べるのならば、体に良いものをバランスよく取りましょう。ビタミンやミネラルなどの栄養素は、イライラや不安感、集中力の低下を緩和する働きがあります。



趣味・スポーツ

日常から離れて、自分が心から楽しめることに没頭することは、気持ちのリフレッシュになります。特にスポーツは、ストレスに対する抵抗力を高め、気分転換にも繋がります。また、ほどよい疲れは、快適な睡眠を促します。

入浴・マッサージ

入浴は家庭で簡単に実行できる最良のストレス解消法です。入浴することで全身の血行が良くなり、代謝が活発になって心身の緊張がほぐれます。何より、気持ちいいですね。

また、ストレッチやマッサージは、体全身からの力を抜き、ゆったりすることも効果的です。仕事や家事の緊張から体を解放してリラックスするように心がけましょう。

気持ちを吐き出す

不安や恐れ、悲しみなどは、誰かに話すことで楽になります。時には弱音を吐いて、誰かに助けを求めることも大切です。自分の思いを紙に書き出してみることも気持ちの整理に繋がります。



睡眠

よく眠ることは一番手軽なリラックス法です。ストレスから身体を解放するために、睡眠はとても大切です。安眠できる環境を整えて、質の良い眠りを確保するようにしましょう。

安眠のための工夫

- 寝る前にぬるめのお湯に入る
- ストレッチなどで体をリラックスさせる
- 寝具を変えてみる
- 夕食は控えめに
- 昼間に軽く体を動かす

◆どうしても心がつらく感じたら…

2週間以上も眠れないことが続いた時には、専門相談や心のクリニック(精神科・心療内科)等を受診してみましょう。専門医が話を聞いてくれることで、自分に合ったセルフケアを見つけることができます。

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448



第79回

七ヶ浜町

食育推進計画について(Ⅱ)

アラカルト



七ヶ浜町が、町民が生涯にわたり心身ともに健康でゆたかな生活を送ることができるようになることをめざして「七ヶ浜町食育推進計画」を策定してから、5年がたちました。第Ⅰ期計画は平成22年度から平成27年度までの6年間の計画ですので、今年度が最終年度となり、目標の達成状況を評価する年となります。「食育」ということばは広く知られ使われるようになりましたが、食育を通して望ましい食生活が実践できるような習慣が身についたのでしょうか？ もう一度、町の食育推進計画のもとにご自分や家族の食生活について振り返ってみましょう。

今回は4月に引き続き、青年期以降の取組について掲載します。

★ライフステージに応じたテーマと家庭での取り組みは？…おとなの取り組み

ライフステージ	食育のテーマ	家庭での取り組み
青年期 (概ね19～39歳)	健全な食生活の実現	• いきいきとした一日を始めるため朝食をきちんと食べる • 食に関する知識(適正な食事量、栄養バランス、食品表示食の安全安心等)を習得する • 自らの食生活を再点検し、望ましい食習慣の維持、改善に努める • 食習慣の改善により生活習慣病を予防する • 家族と一緒に食卓を囲み、楽しい雰囲気でする • 食事マナー、食についての知識、食べものの栄養等について、子どもたちと学ぶ機会をつくる
壮年期 (概ね40～64歳)	食生活の維持と健康管理	• 家族と一緒に食卓を囲み、楽しい雰囲気でする • 塩分や脂肪の取りすぎ、多量飲酒等の食生活を改善し、生活習慣病予防に努める • 家族や自分の食生活を再点検する • 家族ぐるみで歯と口腔の健康管理の実践をする • 食に関する知識(適正な食事量、栄養バランス、食品表示、食の安全安心等)を習得し、実践する • 家庭料理や行事食、郷土料理の知識と技術を子どもに伝達する
高齢期 (概ね65歳以上)	食を通じた豊かな生活の実現	• 栄養の過剰摂取や低栄養を予防する • 健康診断や歯科健診を定期的に受診し、体の健康、歯と口腔の健康を維持する • 体調に応じて食事内容を工夫する • 家族や友人と楽しい雰囲気でする

● にちにちの夕餉の支度は二人分
音が氷雨と和合す

野中 由利
組板の
まいた

● すり傷も一日あれば再生す赤子の肌は我
には魅惑

小貫 純子

● 春告げる白魚もらえば食卓に潮の香りがほ
のかに匂う

三島 時子

短歌

● 春の雨大地の睡り解き放す

八田 博子

● 己の庭季語に逆らう福寿草

森 新一郎

● 暮れて尚光耀ふクロッカス

小玉 礼子

俳句

ふれ愛くらぶ



子育て支援センターに遊びに来ました☆

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

Topics

町の復興業務に新たな助っ人が加わりました

4月1日から新たに、町の復興のお手伝いをいただくこととなりました派遣職員と任期付職員の皆様をご紹介します。

皆様よろしくお願いします。



復興推進課
中垣 智さん
(愛知県)



復興推進課
黒田 太平さん
(愛知県一宮市)



復興推進課
深谷 治由さん
(愛知県刈谷市)



復興推進課
伊藤 和幸さん
(愛知県春日井市)



復興推進課
佐竹 友貴さん
(山形県朝日町)



復興整備課
濱島 遼さん
(愛知県一宮市)



復興整備課
石原 英泰さん
(愛知県知立市)



復興整備課
谷崎 剛史さん
(愛知県小牧市)



復興整備課
清水 健太さん
(愛知県大府市)



復興整備課
加藤 幸光さん
(愛知県春日井市)



復興整備課
大河内 博さん
(愛知県弥富市)



建設課
宮岡 晋輝さん
(愛知県豊田市)



建設課
小林 健介さん
(愛知県西尾市)



建設課
相武 宏英さん
(愛知県常滑市)



建設課
町田 明憲さん
(愛知県北名古屋市)



建設課
鈴木 良巳さん
(任期付職員)



水道事業所
鷺津 正さん
(愛知県一宮市)



水道事業所
堀田 裕樹さん
(愛知県あま市)

復興 だより

No. 30

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

高台住宅団地の再募集について

防災集団移転促進事業により高台住宅団地として整備しました5地区のうち、松ヶ浜西原地区1戸と笹山地区7戸の計8戸につきまして、空き画地の再募集を行いますのでお知らせします。

1 申し込み可能な世帯

- 1) 平成23年3月11日時点において、土地利用ルールがレッドゾーンまたはイエローゾーンに居住されていた方で、従前地が移転促進区域に指定されており従前地の買い取りが完了した方
 - 2) 申し込み時点で、住宅再建が完了されていない方（既に町の住宅再建に関する補助制度を受給されている方は、住宅再建が完了されているとみなします。）
- ※従前地により高台住宅団地が決まる高台住宅団地の居住ルールがありますが、今回、高台住宅団地ごとに決められた従前地以外の方も1)と2)を満たしている場合は申し込むことができます。

2 募集する画地

高台住宅団地名	空き画地(80坪)	空き画地(100坪)	計
松ヶ浜西原地区	1	0	1
笹山地区	4	3	7
計	5	3	8

※空き画地の具体的な場所、土地分譲・借地料等につきましては、復興推進課にお尋ねください。

3 申し込み方法

役場復興推進課にて、電話もしくは直接お申し込みください。なお、記載いただく書類がありますので、復興推進課担当より説明いたします。

4 その他

- 1) 高台住宅団地再募集申込決定後のキャンセルは一切できませんので、確実に高台に移転されることを前提として申し込み願います。
- 2) 高台住宅団地の居住ルールではない地区の方に決定した場合は、国土交通大臣の承認を得ている「防災集団移転促進事業計画」の変更手続き後に高台住宅団地の土地の契約手続き等が可能となりますので、予めご了承ください。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます

平成27年5月12日より津波被災者の町独自支援制度補助が拡充されます。
(5月11日までは次ページ表のとおり)

1. 大規模修繕費補助

【現在の申請期間】

平成28年3月31日まで

⇒

【延長後】

平成30年3月31日まで

【現在の補助上限額】

上限 100万円

⇒

【5月12日からの補助上限額】

上限 150万円

2. 住宅再建補助の拡充

【現在の補助上限額】

上限 100万円

⇒

【5月12日からの補助上限額】

上限 150万円

※既に補助金を受給された方で今回の拡充により再度申請が必要な方には、復興推進課より別途連絡があります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439



地震被災者への町独自支援制度補助が新たに始まります

平成 27 年 5 月 12 日より申請の受付を開始します。

【地震被災者で被災住宅の修繕をして再建された方】

①大規模修繕費補助(補助上限 150 万円)

- 補助内容 住宅の修繕に要した費用の 2 分の 1 の額で最大 150 万円を上限に補助
- 対象者 セケ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊の方で被災した住宅を修繕された方

【地震被災者で町内に住宅を建設・購入して再建された方】

②住宅再建補助(補助上限 150 万円)

- 補助内容 住宅の再建(建設・購入)に要する費用の 2 分の 1 の額で最大 150 万円を上限に補助
- 対象者 セケ浜町が発行する罹災証明書が全壊、大規模半壊、半壊(撤去)の方で町内の災害危険区域外に住宅を再建(建設・購入)された方(ただし、被災時点の住宅が賃貸住宅である場合を除く)

※①と②はどちらかの申請になります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

住宅再建をされた方、補助申請はお済みですか？

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に復興推進課までお問い合わせください。なお、被災者生活再建支援制度の加算支援金(建設・購入 200 万円)を受給された方も申請できます。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、住宅等の 嵩上げ補助	400 万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津波 浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構 工事、ジャッキアップ工事等に要する 費用で、平成23年3月11日以降に行った 工事が対象となり、400万円を上限とし て工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78 万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方 ※2	78 万円を上限として移転費用(引越し 代、転居通知に係る費用、従前地にある 庭石や物置の移転費用、井戸の埋め戻し 費用等)を助成します。
住宅ローン 利子補給補助 ※4	住宅・土地 500 万円 住宅のみ 400 万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規 模半壊・半壊(撤去)の 方で、町が整備する高台 住宅団地以外の町内に 住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資 金(住宅ローン)の利子相当額について、 住宅及び土地を購入の場合 500 万円、住 宅のみ(土地借地など)の場合 400 万円を 上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200 万円 修繕補助 100 万円	災害危険区域を除く、津 波浸水区域で被災した 住宅の罹災判定が全壊・ 大規模半壊・半壊で住 宅を修繕された方 ※3	修繕のために金融機関から借入れた資金 (住宅ローン)の利子相当額について、最 大 200 万円を上限に補助します。または、 修繕に要した費用の 2 分の 1 の額で最大 100 万円を上限に補助します。
住宅再建補助 ※4	100 万円	津波浸水区域で被災し、罹 災判定が全壊・大規模半 壊・半壊(撤去)の方で、町 内に再建される方	住宅の再建(建設・購入)に関する費用の 2 分の 1 の額で最大 100 万円を上限に補 助します。

※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制
度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(ただし、国土交通大臣同意後の移転が対象)

※2 災害公営住宅に入居される方も住居の移転費用(引越し代等)の補助対象です。

※3 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除きます。

※4 住宅ローンの利子補給補助及び住宅再建補助はどちらか一つの申請となります。

*お問い合わせは、復興推進課まで ☎357-7439

東日本大震災による被災情報 (平成27年4月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
- 七ヶ浜町民の行方不明者(死亡届提出者含む) 2名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
- 東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方 3名

計113名

*お問い合わせは、防災対策室まで

☎7437

応急仮設住宅等入居者情報

■応急仮設住宅

(平成27年4月1日現在)

1. 第1スポーツ広場(129戸) 301名
 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(89戸) 202名
 3. 生涯学習センター前(66戸) 139名
 4. 湊浜旧町営住宅跡地(12戸) 32名
 5. 松ヶ浜謡児童遊園(9戸) 16名
 6. 社会福祉協議会事務所下(8戸) 19名
- 計313戸 709名

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県の決定分)

142世帯 410名
(内、町外での罹災者 20世帯50名)

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があつたとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。いますよう願います。

●義援金(3月31日現在 1,577件) 113,771,055円

内配分済額(3月31日現在)

106,513,000円

配分後義援金額

7,258,055円

●一般寄附金(復興支援)

(3月31日現在 497件)

322,843,512円

■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。次のいずれか

の専用口座に直接、振込等により入金してください。

(1) ●銀行支店名 七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号 普通預金 9000887

●口座名義 七ヶ浜町会計管理者 渡辺豊範

(2) ●銀行名 ゆうちょ銀行

●口座記号番号 02200・6・123番

●口座名義 七ヶ浜町災害義援金

■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス zaisei@shichigahama.com までお問い合わせください。

*お問い合わせは、財政課財政係まで

☎2115

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

【基礎支援金の申請期間がさらに延長されました】

※基礎支援金の申請期限は、平成27年4月10日までとなっていました。さらに1年間延長され、平成28年4月10日までとなりました。

●基礎支援金の申請期限 平成28年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

●加算支援金の申請期限 平成30年4月10日まで
※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449



お知らせ

町の人事異動

平成27年4月1日付の課長、所長
級および3月31日付退職者

＊()は旧役職名

●総務課長兼防災対策室長

赤間 長一(教育総務課長)

●水道事業所長

鈴木 俊博(生涯学習課長)

●生涯学習課長

庄子 克也(環境生活課長)

●環境生活課長

大内 武男(給食センター所長)

●教育総務課長

渡辺 とき子(水道事業所所長補佐)

●学校給食センター所長

加納 貴美子(健康増進課課長補佐)

●退職

寺澤 薫(総務課長)

千葉 敏夫(水道事業所長)

＊お問い合わせは、総務課まで

☎ 7436

行政相談委員に

瀬戸源市さん・棟形和枝さん

4月1日付けで、瀬戸源市さんと棟形和枝さんが総務大臣より町の行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、役所の仕事について困っていること、要望することなどについて相談を受けることが主な役目です。相談は無料で秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

●定例相談日 毎月第2火曜日

午前10時から午後3時

●相談場所 水道庁舎2階会議室



棟形和枝さん



瀬戸源市さん

＊お問い合わせは、総務課まで

☎ 7436

5月の納税

(納期限6月1日)

今月は、固定資産(都市計画)税の第1期、軽自動車税で、納期限は6月1日(月)です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金がかかります。

＊お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで

☎ 7453

事業主の皆様へ

平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を開始しました

町では、平成25年度から宮城県で定めたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収(給与天引き)を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税(個人の県民税および町民税)を毎月の給与から引き去り(天引き)により代わって納入していただくものです。

普通徴収(個人で納付)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をしていただくこととなります。

具体的には、平成27年5月31日まで特別徴収義務者として指定させていたが、別途、通知申し上げますのでよろしく願います。

＊お問い合わせは、税務課住民税係まで

☎ 7452



暮らしの相談、お待ちしています

行政相談

行政(国・県・市)に関する相談

●相談委員

瀬戸源市(東)

棟形和枝(汐)

☎ 8549
☎ 5431

人権相談

人権問題に関する相談

●相談委員

星 徳光(菖) 伊藤せい子(代)

村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)

引地 淑子(花)

仙台法務局塩釜支局 ☎ 2338

生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 5月12日(火)、6月9日(火)

午前10時～午後3時

水道庁舎2階

●無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

とき 5月14日(木)

午後1時30分～4時30分(二人30分)

水道庁舎2階

※事前に予約が必要です(先着順)。

ご予約は総務課まで ☎ 7436

消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員 村上 妙子(境)

とき 5月7日、11日、14日、18日、21日、25日、28日、6月1日、4日、8日

午前9時～午後5時

役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎ 7443

身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

●相談委員

鈴木 勲(菖)

川村 矩子(遠)

星 好男(東)

知的障害者相談

高橋 洋子(汐南)

☎ 2461
☎ 2224
☎ 1394
☎ 2351

固定資産（都市計画）税・ 軽自動車税の納税通知書をお送りします

■固定資産（都市計画）税

1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有される方に課税されます。納税通知書には、土地・家屋課税明細書が同封されます。

*お問い合わせは、税務課 固定資産税係まで
☎7451

■軽自動車税

4月1日現在、所有される方に課税されます。

東日本大震災により、滅失又は損壊した自動車の代替として平成27年度までに購入した軽自動車は、申請により翌年度まで非課税となります。（平成26年度中に取得された代替軽自動車等については平成27年度分が非課税となります。）

※被災車両1台につき代替車両申請は1台までです。（同名義に限る）

また、この税には身体障害者減免制度があります。該当される方は、下記をご覧ください。

●軽自動車税の減免

●減免を受けられる方

- ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族が運転する場合」で下の別表に該当する方
- ②療育手帳の交付を受けている方
のうち、判定が「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号記載のものに限る）の交付を受けている方のうち、障害の等級が1級の方

●対象となる自動車

- ①身体障害者または戦傷病者（以下「身体障害者等」）が所有（取得）し、本人が運転する軽自動車（身体障害者が、年齢18歳未満の者または精神障害者の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）
- ②身体障害者等が所有し、もっぱら身体障害者等の通学（通所）、通院または生業のために、生計を一にする家族が運転する軽自動車（身体障害者等のみで構成される世帯の該当者を常時介護する方も含む）
- ③身体障害者等の利用に供するための、車イスの乗降装置・固定装置等、特別仕様の軽自動車

※なお、減免対象の軽自動車は、自動車税の対象となる自動車を含め、身体障害者等一人につき、自家用の自動車1台に限られます。

●持参するもの

- ①平成27年度軽自動車税納税通知書
- ②障害等を示す手帳
- ③運転をする方の運転免許証
- ④自動車検査証
- ⑤印鑑（スタンプ式は不可）

●提出期限

6月1日（月）まで

別表：軽自動車税の減免を受けられる方

*お問い合わせは、税務課 住民税係
☎7452

【別表】減免を受けられる方

		身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症			
								特	1	2	3	4	5	6	1	2	3
視 覚 障 害		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					
聴 覚 障 害			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎					
平 衡 機 能 障 害				◎				◎	◎	◎	◎	◎					
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害				◎				◎	◎	◎							
上 肢 不 自 由		◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎					
下 肢 不 自 由		◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由		◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢機能	◎	1◎					(注) 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。 2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人 自ら運転する場合に限る。									
	移動機能	◎	◎	2◎	○	○	○										
心 臓 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
じ ん 臓 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
呼 吸 器 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
ぼうこうまたは直腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
小 腸 機 能 障 害		◎		◎				◎	◎	◎	◎						
免 疫 機 能 障 害		◎	◎	◎													
肝 機 能 障 害		◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎						

◎身体障害者、戦傷病者本人または「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○身体障害者、戦傷病者本人が運転する場合に減免

※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。

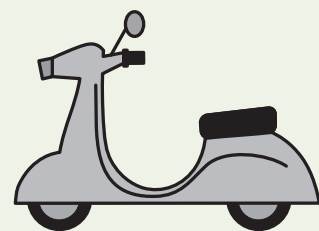
平成 28 年度より軽自動車税の税率が変わります

平成28年度（来年度）より軽自動車税の税率が下記のとおり変更となります。

◆二輪車等（原付・バイク・小型特殊自動車など）

すべての車両について平成 28 年度より新税率となります

※平成 27 年度分より引上げ予定となっておりましたが、平成 27 年度
税制改正により適用開始を 1 年間延期し、平成 28 年度分より適用す
ることとなりました。



<二輪車等>

車両区分		平成 27 年度まで	平成 28 年度以降
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪（側車付のものを含む）	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円
二輪小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

◆四輪車等（三輪以上の軽自動車）

新規取得年月により決定します。※車検証の「初度検査年月」により確認できます

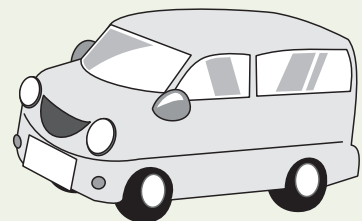
①平成 27 年 3 月 31 日まで新規取得した車両は、初度検査年月から 13 年目までは税額の変更はありません。

②平成 27 年 4 月 1 日に新規取得した車両は平成 27 年度から新税額と
なります。

③平成 27 年 4 月 2 日以降に新規取得した車両は平成 28 年度から新税
額となります。

④初度検査年月から 13 年経過した車両はグリーン化を進める観点によ
り、平成 28 年度より重課税額となります。

※平成 14 年 12 月までに新規登録した軽自動車（車検証に記載された初
度検査年月が「平成 14 年」以前）は平成 28 年度から重課税額とな
ります。



<四輪車等>

車両区分				平成 27 年度まで	平成 28 年度以降		
					平成 27 年 3 月 31 日までに新 規取得した車 両 ※① 変更なし	平成 27 年 4 月 1 日以後に新 規取得した車 両 ※②③	【重課】 初度検査年月 から 13 年が経 過した車両 ※④
軽自動車	三輪			3, 100 円	3, 100 円	3, 900 円	4, 600 円
	四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	7, 200 円	10, 800 円	12, 900 円
			営業用	5, 500 円	5, 500 円	6, 900 円	8, 200 円
		貨物用	自家用	4, 000 円	4, 000 円	5, 000 円	6, 000 円
			営業用	3, 000 円	3, 000 円	3, 800 円	4, 500 円

※軽自動車税のグリーン化特例について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る）
で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年
度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置が講じられる予定です。

お問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎ 357-7452

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方々の国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者（倒産やリストラ等事業主都合による離職）、特定理由で離職者（雇い止めなどによる離職）として失業給付を受けている方を対象に、国民健康保険税の所得割について軽減されます。対象となる方は「雇用保険受給資格者証」「印鑑」を持参のうえ、役場町民課②番国保年金係窓口へお越し下さい。

なお、国民健康保険税の軽減対象となる離職理由としては「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」欄の数字が次の方が該当します。

■特定受給資格者

（離職理由欄11・12・21・22・31・32）

11 解雇

12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

21 特定雇止めによる離職

22 雇用期間3年以上雇止め通知あり

22 特定雇止めによる離職

31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

■特定理由で離職者

23（離職理由欄23・33・34）

23 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満更新明示なし）

33 正当な理由のある自己都合退職

34 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6ヶ月以上12ヶ月未満）

国民健康保険税の軽減については、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、失業者の給与所得を100分の30として算定します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得については、通常の額として算定されます。

＊お問い合わせは、町民課国保年金係まで
☎357-7446

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができ（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限りません）。

また、海外に在住する日本国籍の方でも国民年金に任意加入することができます。

＊お問い合わせは、

仙台東年金事務所
町民課国保年金係
☎357-7446

平成27年度各種健（検）診のお知らせ

町民の皆様の健康増進を図るため、次の通り各種健（検）診を実施します。

特に、健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査は、自分自身の健康状態を確認し、日頃の生活習慣を見直すためにも、積極的に受診するようお願いいたします。

○実施する健（検）診

健康診査（19歳から39歳の方）、特定健康診査（40歳から74歳までの町国民健康保険被保険者）

後期高齢者健康診査（後期高齢者医療制度被保険者）、結核検診（65歳以上の方）

肺がん検診（40歳以上の方）、大腸がん検診（40歳以上の方）、前立腺がん検診（50歳以上の男性）

と き	対 象	と き	対 象
5月18日(月)	松ヶ浜	26日(火)	境山1・2丁目
19日(火)	湊浜、菖蒲田浜	27日(水)	代ヶ崎浜・亦楽
20日(水)	遠山1・2丁目	28日(木)	東宮浜
21日(木)	遠山3・4・5丁目	29日(金)	汐見台1・2・3・4丁目
22日(金)	吉田浜・要害	30日(土)	汐見台5・6丁目、南1・2丁目
23日(土)	全地区	31日(日)	全地区
25日(月)	花淵浜・御林		

●会 場：町武道館（町中央公民館裏）

●持ち物：受診票、健康保険証、自己負担金

（金額は配付した各受診票等でご確認願います。）

国民健康保険被保険者の特定健康診査自己負担金は、無料となります。

●注意事項

- ・会場では大変お待たせすることになりますが何卒ご容赦願います。
- ・40歳から74歳の社会保険被扶養者の方は、加入している健康保険団体より発行された特定健診受診券があれば特定健診を受診できる場合があります。詳しくは、健康保険証の発行元または勤務先にお問い合わせください。
- ・健診期間中に75歳の誕生日を迎えられる方は、できるだけ誕生日を過ぎてから受診されますようお願いいたします。

特別企画

町では、町民の皆様の元氣と健康の復興を支援するため、町が実施する健康診査・特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した方は、健診の領収書を持参すると、アクアリーナ（1日）を無料で利用いただけます。（詳しくは健診会場で説明します。）

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

特定健康診査について

被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の被扶養者の方及び国保組合の被保険者の方についても、七ヶ浜町国民健康保険の「特定健診」と同様の日時、場所です。受診する事ができます。各医療保険者が発行する「受診券」と「被保険者証」及び各医療保険者で定める「一部負担金」をご持参のうえ、健診会場にお越しください。

なお、健診日までに受診券が手元に届かない場合は、「被保険者証」を発行している医療保険者にお問い合わせください。

宮城県国保連合会ホームページ内（保険者協議会ページアドレス）
<http://www.miyagi-kokuhho.or.jp/kyougikai/>

＊お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
 ☎357-7448

手話奉仕員養成講座の受講生募集のお知らせ

聴覚障害者等の意思疎通を支援し社会参加促進を図ることを目的に、手話奉仕員養成講座を実施します。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程があり、2つの課程を修了し登録すると手話奉仕員となります。今年度は入門課程を実施し、講義数20回40時間の予定になっております。

＊お問い合わせは、地域福祉課障害福祉係まで
 ☎357-7449

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費の一部公費負担について

平成26年10月より高齢者肺炎球菌予防接種が定期予防接種になりました。
 平成27年度接種対象者は下記年齢に該当される方です。

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。日本人の約3～5%の高齢者では、花や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何かのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。今回の定期予防接種で使用されるワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）は、肺炎球菌93種類のうち23種類に効果があります。

- 平成27年度の定期接種の対象
- ①下記の年齢に該当する方

	生 年 月 日	通知等
65歳となる方	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生	4月中に通知と予診票をお送りします。
70歳となる方	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生	
75歳となる方	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生	接種希望の方は、下記お問い合わせ先に連絡をお願い致します。
80歳となる方	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生	
85歳となる方	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生	※町の75歳以上の方で、同ワクチンを5年以内に接種された方の強い副反応を防ぐ為、必ず、過去の同予防接種記録をご確認ください。
90歳となる方	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生	
95歳となる方	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生	
100歳となる方	大正4年4月2日生～大正5年4月1日生	

②60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（医師の診断書または、身体障害者福祉手帳の写し等が必要となります）。

※ただし、これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある方は、定期予防接種の対象とはなりません。

- 実施期間 平成27年4月～平成28年3月31日まで
- 自己負担額 5,500円（医療機関窓口にお支払いください。）
 ※接種費用の一部を町が負担します。
- その他 ①生活保護の方は、無料で接種が受けられます。
 接種の際は、予診票と生活保護受給者証を医療機関にご持参ください。
 ②公費負担が受けられるのは、実施機関中、一人につき1回限りです。



お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使ったり、筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午
※要害地区のみ午前9時45分から
＊お問い合わせは、健康増進課内 地域
包括支援センターまで ☎3517447

仮設住宅における介護予防教室 5月の日程		
湊浜仮設住宅	16日(土)、27日(水)	湊浜仮設住宅集会所
花菖蒲の会	23日(土) 13日、27日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	14日(木)、27日(水)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 5月の日程(場所：各地区公民館等)					
湊) ひまわりの会	20日、27日(水)	湊浜地区避難所	要) さわやかにぎにぎクラブ	11日(月)、27日(水) ※午前9時45分	要害公民館
松) はまぎく会	21日(木) 27日(水)	謡集会所 松ヶ浜地区避難所	境) 浜楽会	19日(火)、27日(水)	境山公民館
花) はなぶし まじゃらぃん会	14日(木)、27日(水)	国際村セミナー室	遠) かぶとむしの会	15日(金)、27日(水)	遠山地区避難所
吉) さくらの会	18日(月)、27日(水)	吉田浜公民館	汐) 汐見台悠々クラブ	15日(金)、27日(水)	汐見台第2公民館
代) 元気よがさきの会	13日、27日(水)	中央公民館大会議室	汐南) しおさい 南クラブ	15日(金)、27日(水)	汐見台南第1集会所
東) すこやか明神会	20日、27日(水)	東宮浜公民館	亦) 亦来会	21日(木)、27日(水)	亦楽公民館

環境に配慮した街づくりの推進のため、住宅用太陽光発電設備設置補助金の交付を行います。

住宅の屋根等に設置する太陽光発電設備で、パネルの合計出力が10kW未満の未使用品

①七ヶ浜町に住所を有する個人（転入予定者含む）

②申請者及び世帯員について町税等

③自ら居住する住宅に設置する設備

日以降であること。

結ぶ方

①一般 1kWあたり3万円（上限9万円）

②被災者 1kwあたり6万円（上限18万円）

※被災者とは東日本大震災で自らの
 居宅が大規模半壊以上の判定を受

けている方。（七ヶ浜町発行の罹災証明書の提出を求めます）

所定の申請書と添付書類を環境生活課に提出。

申請書は環境生活課窓口に備え付

載しています。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎
357
7
4
5
4

公共機関等電話番号			
役場代表番号 ☎ 357-2111			
議会事務局 ☎ 357-7435	産業課(水産商工係) ☎ 357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎ 357-7453	アクアゆめクラブ ☎ 357-7920
総務課 ☎ 357-7436	(農政係) ☎ 357-7444	環境生活課 ☎ 357-7454	町民プール ☎ 357-5031
防災対策室 ☎ 357-7437	町民課(戸籍住民係) ☎ 357-7445	子育て支援センター ☎ 362-7731	給食センター ☎ 361-5911
財政課(財政係) ☎ 357-2115	(国保年金係) ☎ 357-7446	水道事業所(上水道係) ☎ 357-7456	遠山保育所 ☎ 366-0444
(管財係) ☎ 357-7438	地域包括支援センター ☎ 357-7447	(下水道係) ☎ 357-7457	まつぼっくり広場 ☎ 366-6141
政策課 ☎ 357-2117	健康増進課(高齢者福祉係) ☎ 357-7448	(施設係) ☎ 357-7458	あさひ園 ☎ 357-4796
復興推進課 ☎ 357-7439	(保健指導係) ☎ 357-7448	生涯学習センター ☎ 357-3302	社会福祉協議会 ☎ 349-7781
復興整備課 ☎ 357-7455	地域福祉課 ☎ 357-7449	老人福祉センター「浜風」 ☎ 357-4976	シルバー人材センター ☎ 357-6039
教育総務課 ☎ 357-7440	会計課 ☎ 357-7450	歴史資料館 ☎ 365-5567	七ヶ浜交番 ☎ 357-2216
建設課(管理係) ☎ 357-7441	税務課(固定資産税係) ☎ 357-7451	七ヶ浜国際村 ☎ 357-5931	七ヶ浜消防署 ☎ 357-4349
(建設係) ☎ 357-7442	(住民税係) ☎ 357-7452	アクアリーナ ☎ 357-7890	防災無線確認番号 ☎ 349-6016

平成27年度狂犬病予防二次 集合注射について

狂犬病予防二次集合注射を以下の日程で行います。平成27年度の集合注射は今回で最後になります。まだ、愛犬に接種されていない場合はこの機会をご利用ください。来場の際はハガキ（通知書兼申請書）を必ずお持ちください。ハガキの問診票欄に署名を忘れないでください。ハガキがない場合は、当日申し出てください。

●とき 5月17日（日）
午前10時～午前11時30分

●ところ 七ヶ浜町役場前駐車場

●対象地区 全地区

●料金（おつりのないよう）にお願いします。
・狂犬病予防注射のみ 1頭につき3,020円

・新規登録と狂犬病予防注射 1頭につき6,020円

また、集合注射以外でも動物病院で接種可能です。その際は、役場にて狂犬病注射済票の交付が必要になります。ただし左記の動物病院では狂犬病注射済票がその場で交付されますので、役場にお越しいただく必要はありません。

・塩浜動物病院、ケイ動物病院、花園動物病院、多賀城動物病院、村木動物病院、オノデラ動物病院、たかひら動物病院

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 362-7454

生ごみ処理容器等の購入費 補助事業について

七ヶ浜町では生ごみ減量化の取組みとして、生ごみ処理容器等の購入費補助を行っております。家庭系可燃ごみの約40%は、生ごみが占めています。生ごみ処理容器を利用することで、生ごみを肥料として再利用することができ、ごみを減量することが出来ます。

●対象の処理機 屋内型生ごみ処理容器（バケツ式）補助金額 購入費の2分の1を補助します。～100円未満切捨て、上限3,000円、1世帯につき2基まで
●家庭用電気式生ごみ処理機補助金額 購入費の2分の1を補助します。～100円未満切捨て、上限25,000円まで、1世帯につき1基まで

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 362-7454

一時保育のご案内

遠山保育所内かきのみ組で1歳以上就学前児童の一時保育を行っております。急用等でお子さんの保育に困った時、ママのリフレッシュの時などにご利用して下さい。詳しくは子育て支援センターまでお問い合わせください。

*お問い合わせは、子育て支援センターまで

☎ 362-7731



子育て支援センターだより

◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる広場で、お母さん同士の情報交換、仲間作りの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。おじいちゃん、おばあちゃん、地域の方々も気軽に遊びに来てくださいね。

- とき 平日午前9時～午後4時まで
※都合により変更する場合があります。
- ところ 子育て支援センター

◆すまいるカフェ◆

すまいる広場2でティータイムができますよ。子育てサポーターさんが見守りにいてくれるので、安心してお茶してください。

- とき 5月8日（金）午前10時～正午
- ところ 子育て支援センター

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 5月13日（水）午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆なかよし dayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、一時保育室を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 5月7日、21日（木）
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所かきのみ組集合
- 人数 1日5組（要予約）

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は、お散歩できずなハウスの駄菓子屋さんに行く予定です。

- とき 5月29日（金）午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込締切 5月26日（火）

◆親子触れ合いバスツアー◆

今回も巨理にいちご狩りに行く予定です。みんなでバスに乗り遠足気分を味わいましょう。

- とき 5月15日（金）午前9時～正午
- 集合 子育て支援センター
- 目的地 巨理町いちご農園
- 人数 15組程度 5月1日から予約を受け付けます。定員になり次第締め切ります。
*参加費は当日集金します。

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

セブンビーチ アドベンチャー スクール開催!

七ヶ浜の仲間たちとアドベンチャーに出かけよう!

●対象 町内各小学校の4～6年生児童(定員25名)

●回数 全7回(5～11月)

●主な内容 日帰りキャンプ、沢登り、ヨット体験など

※詳しくは、学校から配布される募集チラシをご覧ください。

*お問い合わせは、中央公民館まで

☎357-3302

セブンビーチ 親子ふれあい 塾開催!

七ヶ浜ならではの体験、バスでお出かけ:家族で参加して楽しい思い出を作りましょう!

対象 町内各小学校の1～3年生児童とその家族(10家庭程度)

●回数 全4回(6～2月)

●主な内容 稲刈り体験、海苔(のり)すき体験、バスに乗って見学・体験活動など

※詳しくは、学校から配布される募集チラシをご覧ください。

*お問い合わせは、中央公民館まで

☎357-3302



第61回地区対抗野球大会を開催します

地区対抗野球大会を今年も開催いたします。皆さんの熱いご声援をお待ちしております。

●とき 5月10日(日) 開会式

午前7時30分から(予定)

●ところ 野球場、第二スポーツ広場

*お問い合わせは、中央公民館まで

☎357-3302



本年10月1日現在で、全国一斉に国勢調査を実施します。

国勢調査は、



日本に住んでいるすべての人を対象とする、国の最も基本的な調査です。調査結果は、福祉政策、生活環境整備、防災対策など、みんなが住みよいまちづくりのための基礎資料となります。

9月中旬から国勢調査員が全世帯にお伺いしますので、回答をお願いいたします。インターネットやスマートフォンからも回答できます!

*お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで

☎357-2117

七ヶ浜町職員(身体障害者を対象とした職員)募集

平成28年4月1日採用予定の七ヶ浜町職員を次のとおり募集します。

試験区分	行政(身体障害者を対象)
募集人員	若干名
職務内容	一般行政事務に従事します。
受験資格	次のすべての要件に該当する者としてします。 ①身体障害者手帳の交付を受けている者 ②自力による通勤が可能であり、かつ、介護者なしに一般事務職員として職務を遂行することが可能である者 ③昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ④活字印刷による出題及び口述による人物試験に対応できる者

受験申込書及び募集要項の配布:平成27年6月1日(月)から(予定)

※その他:申込期間、申込書の請求方法、第1次試験の日程等は、広報しちがはま6月号又は町ウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

住宅再建支援事業(二重ローン対策)のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。

詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

*お問い合わせは、宮城県土木住宅課まで

☎21-3256

工事前に文化財の確認を願います

町内で建物の新築や建替えなどの現状を変える工事を計画されている方は、計画地が埋蔵文化財(遺跡や貝塚)、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要です。工事計画地がこれらの指定地内である場合は、事前に文化財関係の申請手続きや現地調査などが必要になります。申請手続きには1か月以上要する場合もありますので、お早めに歴史資料館へご相談ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎357-5567

元町議会議員 故渡邊庄哉氏 (菫)に叙勲 旭日単光章

故渡邊庄哉氏は、平成3年4月に七ヶ浜町議会議員に当選以来、平成19年4月までの4期16年の永きにわたる町の発展・振興に尽力され、議員在任中は総務常任委員会委員、産業建設常任委員会委員、七ヶ浜町監査委員などを歴任されました。また平成14年7月からは七ヶ浜町農業委員会会長に就任し、農業の育成、活性化にも尽力されました。

この度の叙勲は、渡邊氏が昨年12月に亡くなられたのをうけ、多方面にわたる功績が認められ受章されたものです。



*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

七ヶ浜町長・町議会議員一般選挙期日について

任期満了に伴う七ヶ浜町長・町議会議員選挙期日を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお立候補予定者説明会は7月下旬に開催する予定ですので、日程等が決まり次第、広報しちがはま及び町ホームページにてお知らせいたします。

【七ヶ浜町長選挙及び七ヶ浜町議会議員一般選挙】
●選挙期日 平成27年8月30日(日)
●告示日 平成27年8月25日(火)

*お問い合わせは、総務課まで

☎7436

上下水道使用開始は届け出を

転居される時や、住宅をリフォームし再び上下水道を使用できるようになった場合などは、事前に届け出が必要です。

届け出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

●食器の汚れは紙などで拭き取り、油さのや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。

●紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。

小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456

『上・下水道』震災復興工事について

町水道事業所において、町内の津波浸水区域内で現在使用していない上・下水道管の撤去や入替工事を平成26年度から平成28年度までの3ヶ年の予定で実施いたします。

つきましては、上・下水道管撤去の

際に個人の土地に布設されて使用していない上・下水道管やメーター等の宅内装置を同時に撤去したいと考えています。

該当する方々には、町水道事業所から郵送にてお知らせいたしますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、上・下水道を今後使用しない場合、新たに使用したい場合などで、ご不明な点がございましたら、町水道事業所へご確認下さい。

*お問い合わせは、水道事業所

上水道係 ☎7456

又は、下水道係まで ☎7457

安全運転者研修会について

塩釜地区安全協会七ヶ浜支部では、地域の交通安全意識の向上を図るため、安全運転者研修会を下記のとおり開催します。

●とき 平成27年6月6日(土)

午後6時受付・午後7時から研修会(約90分)

●ところ 七ヶ浜町生涯学習センター

二階研修室

●対象者 運転免許証を所有する方

●参加費 無料

●内容 道路交通法の改正や交通情勢の変化についてを学びます。

●表彰について 優良運転者交通銀賞・同金賞・同栄誉銀賞・同栄誉金賞・同緑十字銅賞等の授賞対象者は、研修会の受講が必須条件です。

※安全協会会員の方のみ該当

*お問い合わせは、各地区分会または防災対策室まで ☎7437

危険物取扱者試験準備講習会の開催

平成27年度第1回の危険物取扱者試験が平成27年6月27日(土)に実施されることに伴い、乙種第4類の受験者を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次のとおり開催いたします。

●とき 【第1回危険物取扱者試験準備講習会】

平成27年6月3日(水)

午前9時から午後4時30分まで

●ところ 宮城県塩竈市港町一丁目6番20号 塩釜商工会議所

●受付期間 平成27年5月15日(金)から5月29日(金)

●受講定員 50名(定員になりしだい締め切ります。)

●申込場所 塩釜地区管内の各消防署

●テキスト代 2000円(申込時にお支払い下さい。)

●その他 問い合わせ先

●事務局 塩釜地区防災安全協会は、塩釜地区管内の各消防署

※会場には駐車場を用意いたしておりませんので、各公共交通機関をご利用下さい。

*お問い合わせは、塩釜地区防災安全協まで ☎1619



東北歴史博物館 催事情報

■特別展「医は仁術」

●とき 4月18日(土)～6月21日(日)
●開館時間 午前9時30分～午後5時
(発券は午後4時30分まで)

●休館日 月曜日

●観覧料 一般1,200円(1,000円、シルバー1,000円(800円)円、小・中・高校生500円(300円)円
※シルバーは65歳以上の方。
※カッコ内は前売料金。
※20人以上の団体は当日料金の100円引き。
※この料金で常設展示も観覧可能。

■特別展「医は仁術」記念講演会

演題 「仙台藩医学校と蘭学」
●とき 5月9日(土) 午後1時30分～午後2時45分

演題 「仙台藩の医者」

●とき 5月31日(日) 午後1時30分～午後3時
●ところ いずれも当館3階講堂
●その他 事前申込不要・聴講無料。

■「民話を聞く会」

多賀城民話の会と利府民話の会の皆さんにより、懐かしい昔話が語られます。今野家住宅改修工事の関係で、館内での実施となります。

●とき 5月17日(日)
午前11時～正午 多賀城民話の会
午後1時30分～午後2時30分 利府民話の会
●ところ 当館1階大会議室

●参加無料、事前申込不要です。

【基本情報】

●常設展観覧料 一般400円(320円、高校生以下無料)
※カッコ内は20人以上の団体。
●閉館日 毎週月曜日(5/4は開館)

*お問い合わせは、東北歴史博物館情報サービス班まで
☎0120106

「塩竈サポートセンター」 からのお知らせ

平成27年4月1日から今年度も引き続き、JR仙石線本塩釜駅前の「塩竈サポートセンター」にて「求職者の皆様の就職支援を無料でサポートして参ります。」のようしくお願いいたします。

■サポート内容(再就職支援等) 全て無料です。

●就職支援セミナーの開催(各種講座の開催等)

●個別キャリアカウンセリング(応募書類作成サポート等)

●企業情報等の提供(しごとかわら版の発行等)

●マッチング支援(企業訪問バスツアーの開催及び個別の職場見学の実施)

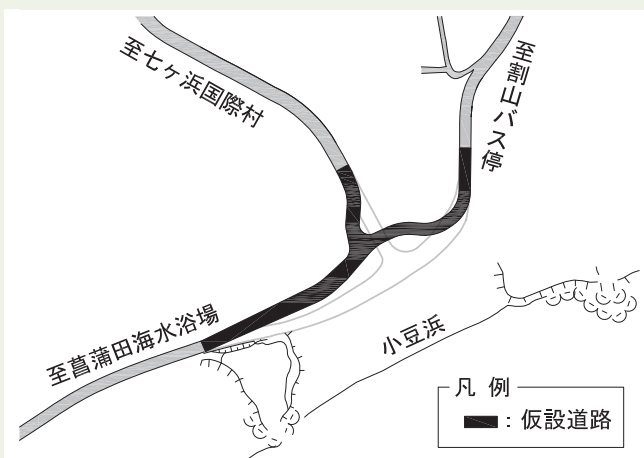
●出張「お仕事なんでも相談会」の開催を毎月行っております。

●ところ ハローワーク塩竈向かいにある「新浜町集会所」、多賀城市市民活動サポートセンター内にて開催します。

*お問い合わせは、塩竈サポートセンターまで
☎012015161916

県道嵩上げ工事のお知らせ

県道嵩上げ工事に伴い、5月上旬から下図の道路が仮設道路へ切り替わります。ご通行の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お問い合わせは、
宮城県仙台土木事務所道路部道路管理第一班まで
☎ 297-4315

ポリテクセンター宮城 「公共職業訓練受講生募集のご案内」

早期再就職に向けた職業訓練(6ヶ月)を実施しております。

●募集訓練科名(定員)

《多賀城実習場》

電気・情報通信工事科(15)

住宅リフォーム科(15)

住宅建築工事科(15)

ビル設備サービス科(18)

●訓練期間(6か月)

《多賀城実習場》

平成27年6月25日(木)

～平成27年12月28日(月)

●受講料

無料(テキスト代等は自己負担)

●募集期間

《多賀城実習場》

平成27年4月20日(月)

～平成27年5月20日(水)

居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じ申込み下さい。

*お問い合わせは、ポリテクセンター宮城訓練課まで
☎2454



七ヶ浜町身体障害者福祉協会 会員募集について

町の身体障害者の福祉の増進のため活動している団体です。

主な活動内容は、相談事業をはじめ身体障害者福祉大会への参加、体育大会、研修旅行、いも煮会など様々な交流事業を開催しております。

●募集要件

1. 町内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方、又はその家族
2. 本会の趣旨に賛同する方

＊お問い合わせは、事務局（七ヶ浜社協）まで
☎7781

平成27年度七ヶ浜町スポーツ 少年団員募集！

七ヶ浜町スポーツ少年団では、平成27年度の新規団員を募集しています。はじめての方も大歓迎!!スポーツでいい汗をかいてみませんか！

●七ヶ浜町スポーツ少年団一覧

七ヶ浜ヤンキース（野球）、汐見小ピガーズ（野球）、七ヶ浜パイレーツ（野球）、七ヶ浜サッカークラブジュニア、汐見サンライズ（バレーボール）、汐見ミニバスケットボール、七ヶ浜新体操、七ヶ浜銃剣道、七ヶ浜柔道、七ヶ浜空手、七ヶ浜剣道、オール七ヶ浜ベイスポールクラブ（中学生野球）

＊お問い合わせは、アクアゆめクラブ（七ヶ浜町スポーツ少年団事務局）まで
☎7920

ソフトボール復活！ 七ヶ浜チーム参加者募集

アクアゆめクラブでは、ソフトボールのチーム結成に向けて準備を進めています。

七ヶ浜で盛んだったソフトボールの復活が七ヶ浜の元気につながるよう多くの方に参加いただきたいと思ひます。

- 対象 30歳から70歳までの健康な方
- 活動 週1回程度の練習と試合、団体、社会貢献

ソフトボールの経験は問いません！毎週の参加は難しい方でもOK！興味関心のある方、運動不足で何かはじめたい方、まずはご連絡ください。活動日や費用については、アクアゆめクラブにお問い合わせください。

＊お問い合わせは、アクアゆめクラブ安倍（あんべ）まで
☎7920

チャレンジデーの開催について

5月の最終水曜日に、15分間運動して人口に対する参加率を競う恒例イベント「チャレンジデー」を開催いたします。今年の対戦相手は香川県多度津町に決定しました。昨年のリベンジの為に、多くの皆さんの参加をお待ちしております。

●とき 5月27日（水）

●内容 七ヶ浜町内のどこで運動しても構いません。15分間連続して運動したら実行委員会までご連絡ください。

＊お問い合わせは、チャレンジデー実行委員会まで
☎7920

七ヶ浜町における放射線量の調査状況

- ①空間放射線モニタリング状況
- ②役場駐車場

測定月日	4月15日
天 候	晴
測定時間	午前8時7分
測定結果 地上1m	0.04
測定結果 地上0.5m	0.04

- ※平成23年6月30日から平成27年4月15日現在まで、計907回測定。
- (2)町立小中学校・保育所・私立幼稚園（校庭・園庭）
- 測定月日 4月10日（金）
- 天候 晴れ
- ※平成23年6月30日から平成27年4月10日現在まで、計365回測定。
- (3)公園等

公園等については、37か所測定。全て、毎時0.03〜0.08マイクロシーベルトの範囲。詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時45分	校庭	0.05	0.05
2	松ヶ浜小学校	午前10時40分	校庭	0.04	0.05
3	汐見小学校	午前9時55分	校庭	0.05	0.05
4	七ヶ浜中学校	午前8時55分	校庭	0.04	0.05
5	向洋中学校	午前11時20分	校庭	0.06	0.05
6	遠山保育所	午後1時10分	園庭	0.04	0.04
7	和光幼稚園	午前9時20分	園庭	0.05	0.05
8	松ヶ浜幼稚園	午前11時5分	園庭	0.05	0.06
9	遠山幼稚園	午前11時35分	園庭	0.06	0.06
10	汐見台幼稚園	午前9時45分	園庭	0.07	0.07
11	第二柏幼稚園	午後1時40分	園庭	0.07	0.07

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

＊お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454

食品の放射能測定器を設置しています。

- 対象者 七ヶ浜町民
- 測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限ります。(家庭菜園も可)なお、販売品や販売目的のものは対象外です。
- 測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。
- 測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。
※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報を除く)
※持ち込みの際は、材料は1センチ程度に細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで
☎357-7454



健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

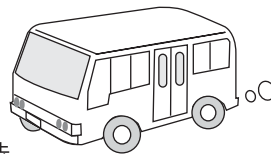


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
5/7	すくすく2歳6か月児健康相談	母子健康センター	9:45～10:00	H24.11.1～12.31 出生児
12	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
13	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H23.11.1～11.30 出生児
14	乳児健康診査	〃	12:15～12:30	H26.12.13～H27.2.14 出生児
18～31	各種健康診査	町武道館	9:30～11:30 (※5/31のみ9:00～12:00)	
27	母子健康手帳交付	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
6/2	母子健康手帳交付	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
4	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H25.10.17～12.4 出生児

老人福祉センター



利用者
バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～正午

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:30	立花地区高台住宅団地入口	9:26	汐見台南2丁目ロータリー
9:34	東宮浜公民分館前	9:31	湊浜2丁目バス停
9:37	要害バス停	9:35	御殿崎バス停
9:41	新仙台湾鈴木診療所前	9:38	旧七ヶ浜農協前
9:44	遠山地区避難所前	9:45	花渚浜割山
9:48	汐見台3丁目バス停	9:48	花渚バス停
9:51	汐見台5丁目T字路前	9:51	吉田浜消防ポンプ車置き場前
お問い合わせは、老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976			

飼えなくなった犬や猫の引取り

●とき 5月14日（木）、28日（木）

午前9時30分～午前11時

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

お詫びと訂正

広報しちがはま平成27年4月号に掲載しました、「ぐるりんこ路線変更のお知らせ」内に、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

■17ページ「時刻表の見直しを行いました」内

・正：本塩釜午後5時39分発東宮浜經由君ヶ岡公園行き ・誤：午後5時27分

お問合せは、政策課まちづくり推進係まで ☎ 357-2117

休日の救急歯科

受付／午前9時～午後3時

5/3 多賀城中央歯科医院	多賀城市八幡3-6-12 都ビル2F	☎ 366-5503
4 松島中央歯科医院	松島町松島字陰ノ浜7-7	☎ 353-2161
5 郷家歯科医院	塩釜市本町10-3	☎ 362-2238
6 鈴木歯科クリニック	多賀城市下馬1-5-20	☎ 366-7415
10 森の風歯科クリニック	多賀城市高崎3-11-22	☎ 309-1855
17 こぐえ歯科クリニック	塩釜市旭町18-11	☎ 365-3728
24 ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	☎ 389-1777
31 ファミリア歯科	松島町高城字町147-6	☎ 355-6860
6/7 なかよしデンタルクリニック	多賀城市八幡1-2-18	☎ 366-8241
14 ABEデンタルオフィス	松島町高城字町151-4	☎ 353-9980

4月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,442（-4）	転入	63
男	9,612（-35）	転出	126
女	9,730（-37）	出生	6
計	19,342（-72）	死亡	15

町の面積 13.19km²（H26.10.1国土地理院より）

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス

友好の町 山形県朝日町

第44回産業まつり

「青空市」

新鮮な魚貝や野菜はもちろん、あさり汁の無料試食や楽しいステージ企画も盛りだくさん！旬のもの、美味しいものがたくさん並ぶ青空市、ぜひ遊びに来てください！

- と き：5月24日（日）
午前8時30分～午後2時
- ところ：屋内運動場
（すぱーく七ヶ浜）



お問い合わせは、七ヶ浜町産業まつり「青空市」開催実行委員会事務局
多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎357-3912

人権なんでも相談所

6月2日（火）午前10時から午後5時まで

夫やパートナーからの暴力、お年寄りや子どもへの虐待、職場等におけるセクシャルハラスメント、いじめや体罰、近所のトラブル、外国人に対する差別について、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で秘密は堅く守られます。どんなことでもお気軽にご相談下さい。

◆◆◆相談場所◆◆◆

仙台法務局塩竈支局
多賀城市社会福祉協議会
松島町役場3階会議室
七ヶ浜町水場道庁舎2階
利府町保健福祉センター

☆平日のご相談はこちらへどうぞ ☎022-362-2338

- ・女性のホットライン ☎0570-070-810
- ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110

主催：塩釜人権擁護委員協議会

共催：仙台法務局塩釜支局・塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町



お問い合わせは、地域福祉課まで ☎357-7449

ふるさと納税のご案内

七ヶ浜町では、町の知名度向上及び活性化に寄与することを目的に「ふるさと納税」を寄付した方（年1万円以上寄付の方）に、右記特産品を贈呈することとなりました。（1品選択）「ふるさと七ヶ浜町のために」という思いを、この「ふるさと納税」制度で生かしてみませんか。

お問い合わせは、

- ・寄付に関すること（財政課） ☎357-2115
- ・特産品に関すること（政策課） ☎357-2117

七ヶ浜産焼き海苔



上質の七ヶ浜産焼き海苔 10帖。（JF 宮城七ヶ浜支所出品）

七ヶ浜産白米



米本来の甘みと食感が味わえる七ヶ浜産「ひとめぼれ」5kg。

みお七ヶ浜特選海産物セット



「のりチップス」などの海産物加工品詰め合わせセット。

※特産品は、町外在住同一の寄付者で同一年度に1万円以上を寄附された方に限ります。
※寄付方法、特産品など、詳しくは、町ウェブサイトをご覧ください。

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- とき 午前9時～午後5時（土日祝日を除く） ■ところ 役場2階 復興推進課内（事前予約は不要です）
- 電話による相談も受付しています（☎357-7439 復興推進課）



環境に優しい大豆油インキを使用しています